

募 ありがとう！大山みんなで応援券 「お食事・リフォーム券」「共通商品券」取り扱い協賛事業者募集中！

大山町では、新型コロナウイルスへの経済対策として、全町民を対象に、1人あたり「お食事・リフォーム券」5,000円分、「共通商品券」5,000円分の合計10,000円分の応援券を配布しています。応援券は協賛事業者として登録いただいた店舗等でのみ使用可能ですので、取り扱いを希望される事業者の方は、登録申請をお願いいたします。

【事業者登録要件】

町内に事業所を有する法人、団体又は個人で、本事業の趣旨に賛同し目的の達成に協力すること。ただし、次の①から③に該当する事業者は対象外とします。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- ②暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む事業者

【募集期間】

6月19日（金）～10月30日（金）

※登録済事業者は、応援券の取り扱い事業者として、大山町HPに随時掲載します。

【申込方法】

所定の登録申請書に必要事項をご記入の上、大山町役場企画課までご提出ください。
登録申請書は、役場ホームページからダウンロードできます。

☎ 企画課 ☎0859-54-5202



遺言を残しましょう

遺言には、遺言者が自書して作成する自筆証書遺言と、法律の専門家である公証人に依頼して作成する公正証書遺言があります。

法務局では、令和2年7月10日から、本人が自書した自筆証書遺言書を保管する制度を開始しましたので、皆様の大切な財産を託す方法の一つとしてご活用ください。手続には予約が必要です。下記法務局までお問い合わせください。

また、公正証書遺言に関するお問い合わせは、下記公証役場にお尋ねください。



☎ 【自筆証書遺言】

- ・鳥取地方法務局米子支局
☎0859-22-6161

【公正証書遺言】

- ・米子公証役場 ☎0859-32-3399



「公証週間休日法律相談」を行います

【日 時】10月3日（土）
午前9時～午後4時

【会 場】米子公証役場
米子市加茂町二丁目113番地 加茂町ビル2階

【相談内容】公正証書作成にかかる遺言、任意後見、離婚（慰謝料・養育費等）などに関して、公証人が相談に応じます。

※予約制ですので、事前に電話連絡をお願いします（平日午前9時～午後5時受付）。

相談は無料、秘密は厳守します。

☎ 米子公証役場 ☎0859-32-3399

